平成２２年（フ）第１３号
福岡県八女市大島56番地６
債務者　山村　　明
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１２号
福岡県田川郡川崎町大字川崎510番地の12
債務者　田中　和義
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第４８８号
宮崎市大字細江4036番地29、前住所宮崎市城ケ崎３丁目３番地１号　リバーサイド宮崎516号室
債務者　横山　友加
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０７号
宮崎県児湯郡新富町大字新田4498番地９
債務者　大原　拓也
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０８号
宮崎県児湯郡新富町大字新田4498番地９
債務者　大原　悦子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１９号
宮崎市吉村町北中甲1210番地１　エレガントヴィラ１号館102号、前住所宮崎市田代町８番地　セゾン105号
債務者　猪須ゆかり
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５９号
宮崎市吾妻町50番地４　吾妻マンション302号、前住所宮崎県宮崎郡清武町加納５丁目17番地　パトリエ加納Ⅳ105号
債務者　黒木麻美子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５７６号
宮崎市大字本郷南方4101番地
債務者　川嶋　棟人
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１７号
宮崎市池内町陀羅迫912番地１　市営住宅141棟１号、前住所宮崎市花ケ島町京出1412番地１　花ケ島コーポ504号
債務者　大西　信人
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３０号
宮崎市吉村町寺ノ前甲2882番地11　エクセレントクレージュＢ棟301号
債務者　藤山　　誠
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４７号
宮崎市天満町８番35号　スカイコート宮崎403号、前住所宮崎市大淀１丁目１番８号　サンシャインコーポパートⅡ306号
債務者　名倉　由香（旧姓中馬）
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５０号
宮崎県西都市聖陵町１丁目78番地
債務者　浜砂和歌子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６４号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1307番地２
債務者　小西　常夫
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７４号
宮崎市吉村町北原甲1437番地１
債務者　小田　栄治
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７６号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代南俣5347番地１
債務者　緒方　令子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８５号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣598番地　南麓町営住宅１－１
債務者　倉田　十六
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９０号
宮崎市錦町６番３号　サーパスシティ宮崎駅前914号
債務者　菊池　惠子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係